

産業廃棄物適正処理に係る 業種別事例集 ～建設業編～のご紹介

第15回 住友林業株式会社の事例

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、電子マニフェストの活用を含め、排出事業者における、産業廃棄物の適正処理に関する取組事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。

第15回は、事例集の中から、持続可能な循環型社会の構築のために、「住友林業グループ環境方針」に基づき、各事業のプロセスにおいて産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進している、住友林業株式会社の電子マニフェストの使用状況や取組みについて一部抜粋し掲載します。(実績等情報は時点修正)

1 会社概要

- 本社所在地：東京都千代田区大手町一丁目3番2号
- 資本金：551億円（令和6年12月現在）
- 従業員数：26,741人（令和6年12月現在）
- 主な事業内容：資源環境事業、木材建材事業、建築・不動産事業、住宅事業、生活サービス事業
- 受注形態：住宅事業は、戸建注文住宅が年間8,108棟、賃貸住宅が661戸の建設工事を受注（令和6年実績）

2 産業廃棄物に関する情報

○排出する主な産業廃棄物（令和6年度実績）

排出する主な産業廃棄物

がれき類（コンクリート塊）50,206t、木くず 21,477t、
がれき類（コンクリート塊以外のレンガ等）112,694t、
ガラス・陶磁器くず（瓦、断熱材等）5,989t

- ※ 排出量は、新築施工現場、解体工事現場等の工事現場から排出される産業廃棄物量を集計している。
- ※ 解体工事現場からの排出が最も多い（全体の約80%）。
- ※ 有価物として、廃プラスチック類（2,347t）、紙くず（3,122t）、金属くず（3,089t）を売却した。
- ※ 解体工事等における石綿含有の有無の事前調査で、石綿含有建材作業レベル1（発じん性が著しく高い）、レベル2（発じん性が高い）が判明した場合は、当該物件の受注はしておらず、特別管理産業廃棄物等の有害な廃棄物を排出していない。

○主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法（令和6年度実績）

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
がれき類（コンクリート塊）	・破碎し路盤材等に利用（99%）
木くず	・破碎し燃料や製紙原料等に利用、熱回収（99%） ・埋立処分（1%） ※伐採材、伐根材はマニフェストで品目を分けて管理
がれき類（コンクリート塊以外のレンガ等）	・破碎し路盤材等に利用（95%） ・埋立処分（5%）
ガラス・陶磁器くず（瓦、断熱材等）	・破碎しセメント原料や路盤材等に利用（86%） ・埋立処分（14%）

※ 紙くず、繊維くずは熱回収を行っている。

○新築産業廃棄物のリサイクル率（令和6年度実績）：95.1%

- ※ リサイクル率は熱回収、有価物の売却を含めて算出している。
- ※ 事業系一般廃棄物、売電はリサイクル率の算出から除外している。

3 委託先処理業者選定

○処理業者の情報収集

- ・環境関連のコンサルタント会社が提供する行政処分情報照会サービスを利用して、月1回、委託先処理業者の行政処分の有無を確認している。

○選定方法・選定基準

- ・処理業者の選定基準として、電子マニフェストの使用を必須としている。
- ・許可情報の確認、実地確認の実施結果等のほか、信

用調査会社の調査結果、過去3年間の業績等を確認し、支店が選定した処理業者を本社担当部署が承認することにより、委託先処理業者が決定する。

4 実地確認の実施状況

○実施する従業員数

- 全国の6拠点に処理場実地担当者を1名配置しており、実地確認は、各支店の責任者と各拠点の処理場実地担当者の2名で行う。

○実施頻度・所要時間

- 新規、更新に関わらず、全委託先に対して年1回実施する。
- 実地確認には1～2時間要する。

○確認対象

- 実地確認は、直接委託契約をしている中間処理施設と最終処分場を対象としている。

○確認内容

- 委託する産業廃棄物の品目ごとに、処理工程の処理前、処理中、処理後の写真を撮影し、契約した処理方法で処理されていることを確認している。
- 実地確認の際に、最も重視している事項は、保管量と年間受入量に対する処理能力から受け入れた産業廃棄物が滞りなく適正処理されていることを確認している。

5 委託契約・事前打合せ

○委託契約

- 令和6年度は、収集運搬業者149社、処分業者367社と委託契約を締結した。

○廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- 産業廃棄物の引渡し方法、積込手順、電子Manifestの運用方法等の手順について、毎月配信している本社担当部署の情報提供により、引渡し時の注意点等を周知している。

6 電子Manifestの使用状況

○電子Manifestの運用方法

- 収集運搬業者が施工現場で産業廃棄物を回収後、

電子Manifest受渡確認票の情報が収集運搬業者から事務センターにメール送付され、事務センターがManifest登録を行い、最終処分完了までのManifest管理を行っている。

- 金属くず等の有価物の場合も、電子Manifestを活用し管理している。
- 月に1回、電子Manifestデータをダウンロードし、委託契約書に記載されている最終処分の場所との照合を行っている。

○電子Manifest導入の効果

- 電子Manifestを使用することにより、Manifest業務が効率化され、Manifest情報の管理により適正処理が推進されている。

○電子Manifest情報の活用方法

- 現場で排出される廃棄物の種類、量等の状況把握、多量排出事業者処理計画の実施状況報告等の自治体（環境部局）への報告書作成、廃棄物処理費に係る経理業務、Manifestデータの保存、帳簿作成等に活用している。

7 工事現場での廃棄物の保管から処理までの管理

- 現場で撮影した産業廃棄物の積込状況、荷姿の写真を社内システムで確認し、過積載がないことを確認してからManifest登録を行っている。
- 新築系の産業廃棄物は、全国各拠点で広域認定制度による回収を行っており、新築住宅建設の現場では、産業廃棄物の現場分別ポスターを作成し11品目に分別している。

8 その他適正処理、資源循環、脱炭素の取組み

- 廃プラスチック類の排出量を削減し、リサイクル率を向上するために、工事中の雨養生等で使用する養生シートが多く排出されていることから、養生シートのレンタル化を推進している。
- 委託を予定していた処分業者が処理困難となった場合、自然災害等で受入停止となった場合等の緊急時にも他の処分業者に委託ができるように、産業廃棄物の種類ごとに複数の処分業者と委託契約をしている。